

# PFI 法第 6 条に基づく民間提案に関する検討結果について

## 1 PFI 法に基づく民間提案提出の経緯

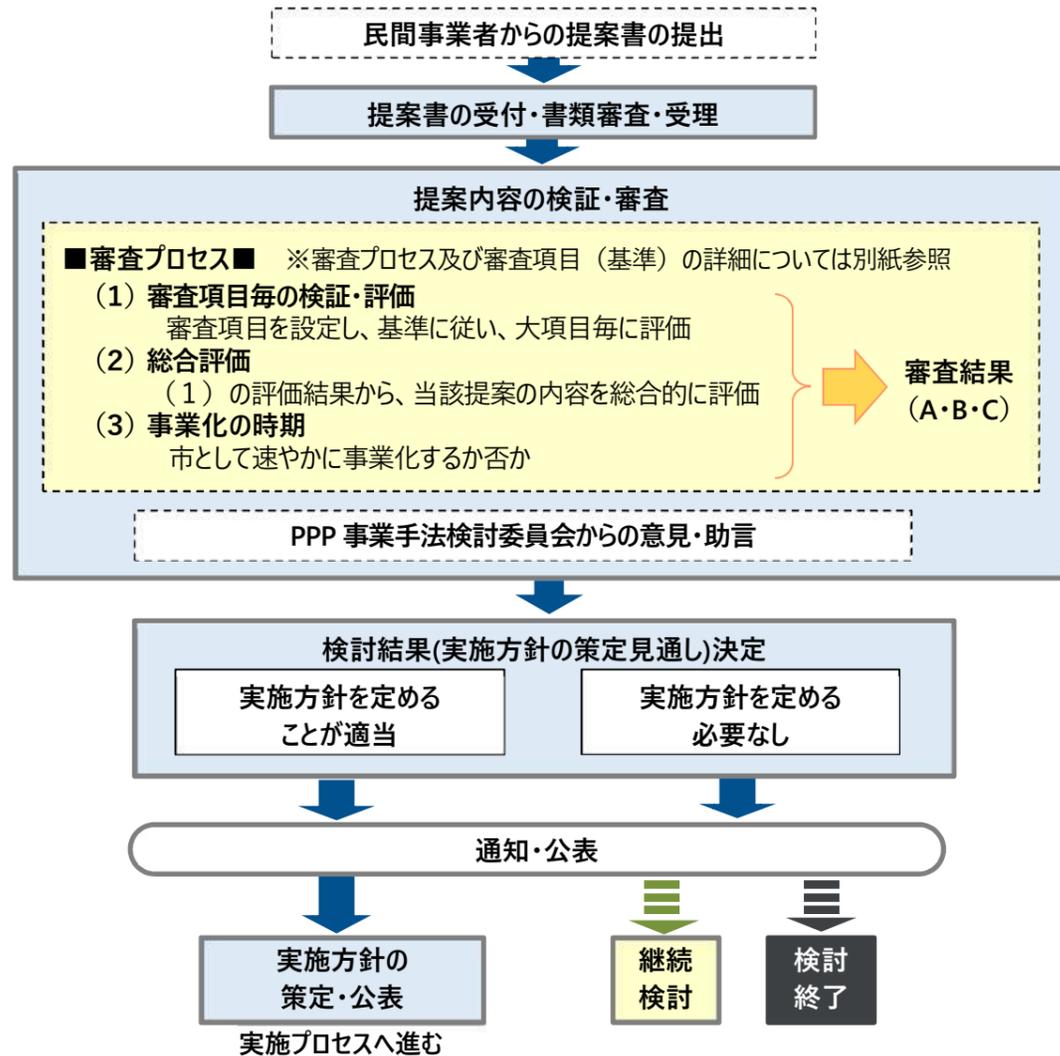
本市では、橋梁トリアージの実施によるメリハリある対応への転換等、持続可能な橋梁マネジメントを推進しているところですが、今般、パシフィックコンサルタンツ株式会社、株式会社熊谷組、株式会社横河ブリッジから、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI 法」という。）第 6 条に基づく民間提案の提出がありました。

PFI 法第 6 条に基づく民間提案は、民間事業者が、施設管理者である国や自治体等に対し、PFI 事業の実施を提案できる制度であり、法律上、施設管理者には民間事業者の提案について、応答義務（当該提案について検討し、その結果を遅滞なく事業者に通知する必要）があるものとされています。

この度、提案者の知的財産等に配慮しながら、当該提案内容について検証・審査を行い、提案に対する本市の方針（検討結果）を決定したことから、その概要を公表するものです。

- 令和元年 8 月中旬 提案者より、PFI 法第 6 条に基づく提案の示唆
- 11 月 28 日（木）提案者より、民間提案受領、提案書の形式的審査（書類審査）開始
- 12 月 16 日（月）提案者へ提案書の受理の通知、審査・検討の開始
- 令和 2 年 3 月 18 日（月）提案者へ検討結果の通知

## 2 PFI 法に基づく民間提案に関する検討プロセス



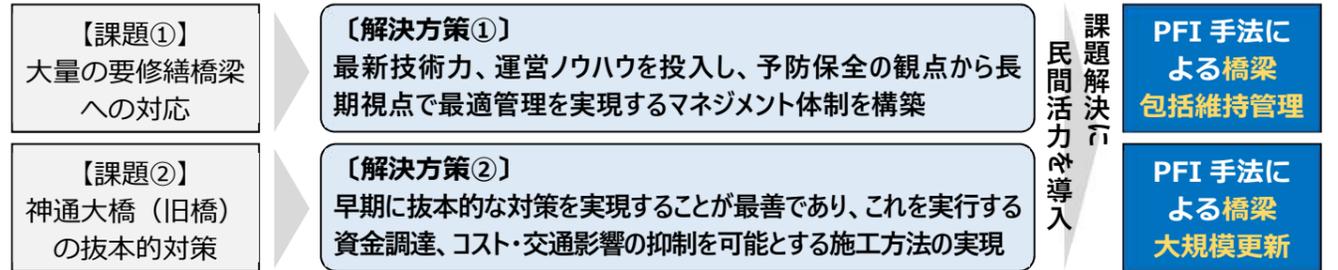
## 3 提案内容の概要

### (1) 事業及び提案者

【事業名】 富山市 革新的橋梁更新及び包括維持管理 PFI 事業

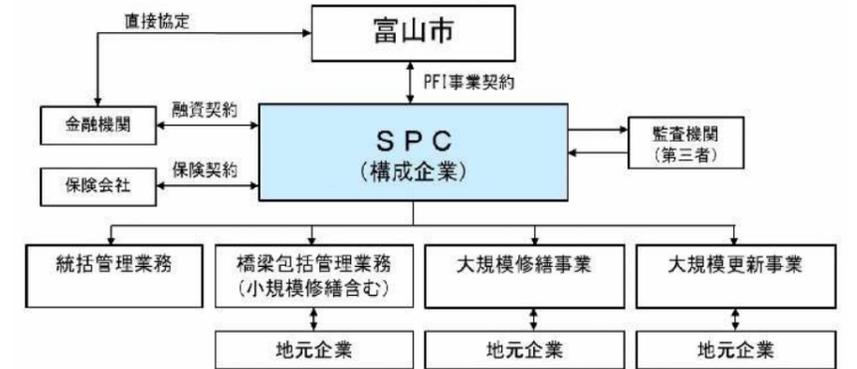
【提案者】 パシフィックコンサルタンツ株式会社、株式会社熊谷組、株式会社横河ブリッジ

### (2) 主要課題と解決方策、事業コンセプト



### (3) 事業スキーム

- ・ PFI 事業サービス購入型(橋梁包括管理業務:RO 方式、大規模更新事業:BTO 方式)による実施
- ・ 実施体制は SPC (提案 3 社+地元企業を想定)、金融機関、地元企業等の連携
- ・ 架替え事業費は民間事業者が資金調達



### (3) 提案の内容と効果

	橋梁包括管理業務	大規模更新事業									
事業概要	市中心部の橋梁約 600 橋 →日常管理から点検・診断・計画・設計・修繕・更新までを一括管理	神通大橋（旧橋） →革新的技術と民間資金活用による架替え									
業務内容											
取組の効果	<table border="1"> <tr> <td>VFM</td> <td colspan="2">【現在価値】 VFM : 3.4%、【名目値】 VFM : 5.6%</td> </tr> <tr> <td>縮減効果</td> <td>約 5%縮減</td> <td>約 24%縮減</td> </tr> <tr> <td>その他の効果</td> <td>行政コスト・作業の最小化 管理の効率化・高度化</td> <td>市民影響（対面通行）の最小化 工期短縮 早期事業化 行政負担平準化</td> </tr> </table>		VFM	【現在価値】 VFM : 3.4%、【名目値】 VFM : 5.6%		縮減効果	約 5%縮減	約 24%縮減	その他の効果	行政コスト・作業の最小化 管理の効率化・高度化	市民影響（対面通行）の最小化 工期短縮 早期事業化 行政負担平準化
VFM	【現在価値】 VFM : 3.4%、【名目値】 VFM : 5.6%										
縮減効果	約 5%縮減	約 24%縮減									
その他の効果	行政コスト・作業の最小化 管理の効率化・高度化	市民影響（対面通行）の最小化 工期短縮 早期事業化 行政負担平準化									

※事業費は、多くの仮定条件の下での概算費用であり、今後の調査・設計の深度化により変動がある

## 4 審査結果

### (1) 審査項目毎の検証・評価

審査項目	評価の視点/評価結果	
①当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性	<p><b>【審査の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位・関連計画との整合性</li> <li>・課題解決やサービス向上への寄与 等</li> </ul> <p><b>【審査結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金・ノウハウ等の活用したインフラ整備・管理は、市の政策やインフラマネジメントにおける考え方に沿った内容である。</li> <li>・神通大橋は、本市の社会経済活動を支える重要な橋梁であり、特に上流側は老朽化が進展しており<b>更新の必要性は極めて高い</b>。</li> <li>・包括維持管理は、本市の橋梁老朽化対策において、効率的かつ効果的な業務の推進に向けての<b>有効な手法として期待できる</b>。</li> </ul>	◎
②提案の実現可能性	<p><b>【審査の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度上や技術的観点からの実現性</li> <li>・事業の収益性、安全性、継続性の確保 等</li> </ul> <p><b>【審査結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神通大橋の更新では、コスト縮減・工期短縮手法において具体的な検証がなされており<b>十分評価できる</b>。</li> <li>ただし、従来手法による工法や方式が未定であり、妥当性や実現性、周辺環境への影響（用地・補償や交通等）について、<b>さらなる調査・検討が必要である</b>。</li> <li>・橋梁の包括管理はまだ事業スキームとして確立されておらず、制度設計・試行実施・段階的实施等、<b>さらなる調査・検討が必要である</b>。</li> <li>・資金調達計画等から、一定の収益性・安全性が確認できる。</li> </ul>	○
③PFI手法を活用することの妥当性	<p><b>【審査の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス向上の実現</li> <li>・VFMの有無 等</li> </ul> <p><b>【審査結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI手法により、<b>抜本的対策の早期実施や工期短縮(1年)等の効果が期待できる</b>。</li> <li>・提案者による試算及び事務局精査において一定のVFMが認められる。 (提案者試算) VFM3.4% → (事務局精査) VFM1.9%</li> <li>ただし、精度の高いコスト比較には、<b>さらなる調査・検討が必要である</b>。</li> </ul>	○
④財政に及ぼす影響	<p><b>【審査の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の合理性</li> <li>・財源確保の確実性 等</li> </ul> <p><b>【審査結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括管理事業では、修繕等の内容・事業費の決定プロセスが現時点で明確になっていない。さらに、交付金確保の状況によっては、市の財政負担が増加する可能性もあることから、<b>さらなる調査・検討が必要である</b>。</li> </ul>	○

審査項目	評価の視点/評価結果	
⑤他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性	<p><b>【審査の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業スキームの妥当性・合理性 等</li> </ul> <p><b>【審査結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神通大橋の更新事業では、更新の工法や方式が未定であり、更新後の維持管理業務の包括化の要否等、他の事業スキームとの比較を行う上では、不確定要素もあることから、<b>現時点で提案された事業スキームが最適であるか否かの判断はできない</b>。</li> </ul>	—
⑥その他	<p><b>【審査の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化への寄与</li> <li>・ファシリティマネジメントの方向性 等</li> </ul> <p><b>【審査結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「技術の移転と技術者の育成」といった「地元企業の事業参画」が提案されている点は評価できるが、具体的な方策が示されておらず、妥当性が確認できない。</li> <li>・神通大橋の更新については、将来における新橋の取り扱い（大規模修繕・更新、廃止）を含めた、<b>さらなる調査・検討が必要である</b>。</li> <li>・維持管理業務（包括管理を含む）の効率化を検討する上では、「規模の経済」・「範囲の経済」・「密度の経済」という視点が重要であり、誰がどのエリア（範囲）でこういった形で管理することが最も効率的であるか（組み合わせ）を市全体を見て判断する必要があり、<b>さらなる検討が必要である</b>。</li> </ul>	○

### (2) 総合評価

神通大橋の更新や要修繕橋梁への早期対応等、市の重要課題に着眼した提案内容は、市の認識とも合致しており、抜本的な対策実施や工期短縮、維持管理業務の効率化・高度化の実現等、民間の資金・ノウハウ等を活用したインフラ整備・維持管理という、市の方針に沿った提案であり、**提案内容の有効性は十分評価できる**。

### (3) 事業化の時期

本市の橋梁老朽化対策における更新・維持管理のあり方の他、従来手法での事業内容（【神通大橋の更新】架替え工法や方式、【橋梁包括管理】対象エリア・対象インフラ及び実施プロセス）のさらなる調査・検討が必要であり、**現時点で速やかに当該提案に伴う事業化を行うことはできない**。

## 5 検討結果（実施方針の策定見通し）

提案内容の有効性は十分評価できるものの、本市が推進する橋梁トリアージに基づく老朽化対策との整合を図る等、官民連携による最適な管理体制の構築には、さらなる調査・検討が必要であることから、**当該提案に伴う実施方針は直ちには定めない**こととする。